

令和7年春の農作業事故ゼロ運動 推 進 要 領

1 目 的

農作業が盛んになる4月～6月を「春の農作業事故ゼロ運動」の実施期間として、広く県民へ農作業事故防止のための啓発活動を実施する。

近年、農業機械の転落・転倒による死亡事故が多くの割合を占めていることから、ヘルメットやシートベルトの着用等の啓発による安全対策の徹底を図る。

併せて、近年、ドローンを中心とした無人航空機の利用が拡大しており、当運動での安全対策の啓発を図る。

2 期 間 令和7年4月1日（火）～6月30日（月）

3 主 催 鹿児島県

4 共 催 鹿児島県農業機械連絡協議会，鹿児島県農業機械士連絡協議会， 鹿児島県農業環境協会航空事業部会

5 令和7年春の農作業事故ゼロ運動スローガン

『徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策』

～ま、いっか！が命取り～

6 啓発事項

- （1）ほ場周辺の危険箇所を確認し，改善・補強又は回避行動を実施しよう。
- （2）トラクタに安全キャブ・安全フレームを装着し，運転時にはヘルメット，シートベルトの着用を徹底しよう。
- （3）農業機械の定期的な点検・整備を行い，整備不良による事故を防ごう。
- （4）農業者（特に高齢農業者）へ，家族や知人の方からの「声かけ」を実施しよう。
- （5）こまめに休憩や水分補給を行うなど，熱中症に気をつけよう。
- （6）無人航空機利用の農作業では，作業前に，ほ場周りの障害物や風向きを確認し，接触事故を防止しよう。

7 啓発方法

- （1）県内各地において，農作業安全に関する指導者（県内約160名）を活用した農作業事故防止現地研修会の開催（危険事例・動画等を活用した研修等）
- （2）啓発用ポスター，リーフレット，県ホームページ，ラジオ，新聞等での周知・啓発
- （3）市町村，農業協同組合等の広報誌，防災無線での広報など